

BSEに関するサーベイランスの運用見直しについて (第15回プリオン病小委員会の資料の一部改変)

令和5年8月
消費・安全局

1 背景・経緯

- (1) 今般、国際獣疫事務局（以下「WOAH」という。）総会において、牛伝達性海綿状脳症（以下「BSE」という。）コードの改正が採択されたところ。
- (2) 本改正により、BSEサーベイランスに関する国際基準が見直されたことから、本改正に沿って、我が国のBSEサーベイランスの運用を見直す必要があり、関係省令及びBSEに関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）について所要の変更を行うこととしたい。併せて、BSEサーベイランスとして実施してきた死亡牛検査を支援する事業についても、その内容を一部見直すこととする。

2 変更の方針（案）

BSEに関するWOAHコードの改正を踏まえ、以下のとおりBSEサーベイランスの変更を検討することとしたい。（別紙）

- ① BSEサーベイランスの対象を
 - ・ BSEの特定症状を呈する牛（変更なし）、又は、
 - ・ 特定症状以外でBSEが否定できない症状を呈する牛（実質変更なし）に限定。
- ② これまで国内でサーベイランスの対象としていた、BSEを疑う症状を呈していない96か月齢以上の死亡牛は検査

対象から除外。

3 今後のスケジュール【第15回プリオン病小委員会資料改変】

- (1) 都道府県への意見照会及びパブリックコメントを開始(8月下旬目途)。
- (2) プリオン病小委員会における議論及び(1)の結果を家畜衛生部会に報告し、諮問について答申を得た後、速やかに関係省令及び防疫指針を改正(10月下旬目途)。